

訪問介護重要事項説明書

令和8年6月1日現在

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

担当：川端 晋輔

連絡先：電話 079-260-7286

受付：午前9時～午後17時

休日：土・日曜日、年末年始（12/30～1/3）

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 訪問介護事業所ケアサービス神姫の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護事業所 ケアサービス神姫あおやま
事業者名	株式会社ケアサービス神姫
所在地および電話番号	〒671-2222 兵庫県姫路市青山1丁目35番5号 079-260-7286
介護保険事業所番号	2874010172
指定年月日	令和2年2月13日
サービスの種類	訪問介護
サービス提供地域*	姫路市（安富町、家島町除く）

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		管理全般
サービス提供責任者	1名以上	1名以上	調整・技術指導等
従事者		3名以上	訪問介護
事務職員		1名以上	事務全般

(3) サービス提供時間帯

平日	24時間体制
土・日・祝日	24時間体制
休業日	年中無休

※時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

○食事介助：配膳・見守り・摂食介助・服薬確認・水分補給等

○入浴介助：全身入浴・部分浴・洗髪・更衣介助等

○排泄介助：トイレ介助・ポータブル介助・オムツ交換・汚物処理・便器洗浄等

- 清 拭：全身・手・足・陰部・臀部・洗顔等
- 体位交換：移動・車イス移乗介助・座位確保等
- (2) 生活援助
 - 買 物：生活必需品の買い物
 - 調 理：調理・食事セッティング・食器類洗浄等
 - 掃 除：居室・トイレ・風呂・台所・その他（一部除く）
 - 洗 濯：洗う・干す・取入れ・たたむ・収納等
 - 衣 類：整理整頓・補修・アイロンがけ等
 - そ の 他：火の元点検・施錠目・室内整理・整頓・ごみ処理・代筆等
- (3) その他のサービス
 - 介護相談等

※利用者さまが提供を受ける訪問介護の内容は、利用者さまの確認を得たサービス利用票によるものとします。

※当事業所は、訪問介護員（ホームヘルパー）を利用者宅に派遣し、利用者さまに対して訪問介護計画に沿って通知した内容の訪問介護を提供します。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記基本料金（利用料金）の利用者負担割合に応じた額になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【利用料金 基本・昼間】

(単位：円)

	料金	20分 まで	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 (30分ごとに)
身体 介護	費用総額	1,664	2,491	3,951	5,789	837
	保険給付額	1,497	2,241	3,555	5,210	753
	1割負担者	167	250	396	579	84
	2割負担者	333	499	791	1,158	168
	3割負担者	500	748	1,186	1,737	252

【利用料金 基本・昼間】

(単位：円)

	料金		20分以上 45分未満	45分以上		
生活 援助	費用総額	-	1,827	2,246	-	-
	保険給付額	-	1,644	2,021	-	-
	1割負担者	-	183	225	-	-
	2割負担者	-	366	450	-	-
	3割負担者	-	549	674	-	-

その他の加算等	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	205円	410円	615円
緊急時訪問介護加算	102円	204円	306円
生活機能向上連携加算	102円	204円	306円
身体介護が中心のサービスを行った後に引き続き20分以上の生活援助が中心であるサービスを行った場合は、身体介護の単位数に25分を増すごとに	67円	133円	199円
基本料金に対して、 早朝（午前6時～午前8時）及び夜間（午後6時～午後10時）は25%増し 深夜（午後10時～午前6時）は50%増し			
特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数の	10%加算		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）所定単位数の	27.0%加算		
集合住宅に住居する利用者へのサービス提供した場合（青山の郷入居者は全対象、青山の郷以外の集合住宅では対象者が20名以上の場合）	10%減算		

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者さまの居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
 ※やむを得ない事情で、かつ、利用者さまの同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

（2）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先：079-260-7286）

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	利用者自己負担額の50%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	利用者自己負担額の100%

（3）その他

①利用者さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者さまのご負担になります。

②料金のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに次のいずれかの方法でお支払ください。

ア) 契約者預金口座からの自動引落 イ) 現金払い

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所員がお伺いいたします。

訪問介護計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者さまのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文章でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○利用者さまが介護保険施設に入所された場合

○介護保険給付でサービスを受けていた利用者さまの要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再契約することができます。

○利用者さまがお亡くなりになった場合

④その他

○当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者さまやご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合または破産した場合には、利用者さまは文書で通知することによって即座にサービスを終了させることができます。

○利用者さまが、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、当事業所が料金を支払うよう相当な期間を設けて催告したにもかかわらず、その期日までに支払われない場合または利用者やご家族などが当事業所や当事業所の訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

○暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号）に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) その他

①利用者さまが留守の間のサービス（生活援助）提供は、行ってはならないことになっていきますのでご理解ください。

②訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取扱いはしかねますので、ご理解ください。（生活援助として行う買物等に伴う小額の金銭の取扱いは可能です。）

③訪問介護員は、利用者さまに対して介護サービスを提供します。ご家族の食事の準備、洗濯などは、サービス対象外となりますので、ご理解ください。

④訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

6. プライバシーの保護

当事業所の従業者は、利用者さまにサービス提供するうえで知り得た情報は、正当な事由のない限り契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に利用者さまやご家族に関する情報が必要となりますので、当事業所の個人情報保護規程に基づき、個人情報を共有する場合があります。

その利用には利用者さまの同意が必要となりますので、個人情報使用同意書に記名押印をお願いします。

7. 当事業所の事業の目的・運営方針

事業の目的	当事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって利用者が住みなれた「街」「ご自宅」で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成し、これに沿った訪問介護を提供します。
運営方針	(1) 介護を必要とする人に、資格をもった経験豊富な訪問介護員が質の高い、心のこもった介護サービスを提供します。 (2) 居宅サービス計画に沿って、介護される人の能力に応じ自立した生活全般にわたる援助をします。 (3) 介護される人の心身の状態を把握して、ご家族に適切な相談および助言を行います。 (4) 介護支援専門員並びに保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

8. サービス提供中における事故発生時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより主治医、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 損害賠償について

利用者さまに対する訪問介護の提供にあたって、当事業所の責めに帰すべき事由に起因する事故により、利用者さまに損害が発生した場合は、当事業者は損害を賠償します。ただし、利用者さままたはご家族に過失等がある場合には、損害額を減ずることができるものとします。

当事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

①加入保険名 あいおい損害保険株 (賠償責任保険)

②保険の内容 当事業所が、法律上の損害賠償責任を負担することにより、生じた損害の補填

- ③賠償できる事項 当事業所が行う居宅サービス計画作成および訪問介護の提供に起因する事故

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口

- (1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

担当：川端 晋輔・林 小枝

電話079-260-7286

- (2) 苦情解決責任者

氏 名 笠原 豊

職 名 訪問介護事業所 管理者

① 苦情受付窓口は受付担当者となります。

② 苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いにより円滑な解決に努めます。

- (3) その他

当事業所以外に、市町および兵庫県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

相談・苦情窓口	電 話 番 号
姫路市役所 介護保険課	079-221-2923
兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5617

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者さまに対して訪問介護契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

姫路市青山1丁目35番5号
ケアサービス神姫あおやま

説明者 (氏名) _____ 印

私は、訪問介護契約書および本書面に基づいて事業者から訪問介護についての重要
事項の説明を受けました。

私は、訪問介護の提供開始に同意します。

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

代理人 (利用者の家族)

(住所) _____

(氏名) _____ 印